

地域福祉をめぐる法制度に関して

社会福祉法をはじめとする関連法令および国の最新指針・ガイドラインに基づき、地域福祉計画の策定に必要な制度的社会動向を整理しました。

1 社会福祉法関連

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和3年4月)

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」を創設。

2 社会福祉法以外の法律

(1) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (平成31年4月 答申)

人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等、持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要としている。

(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月公布）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進する。

(3) 孤独・孤立対策推進法（令和5年6月7日公布）

「孤独・孤立に悩む人誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す。

3 ガイドライン・基本指針等

(1) 地域福祉計画の策定ガイドライン

- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

(2) 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ・地域リハビリテーション支援や認知症高齢者の家族・ヤングケアラーなどの介護者支援体制の推進
- ・重層的支援体制整備事業による障がい者福祉や児童福祉などの属性・世代を問わない相談支援体制の推進